



SuMi TRUST 年金ニュース

(平成28年8月25日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金（基金型）】 「遅延損害金」に関する規約変更について

平成28年4月8日付厚生労働省通知「[『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について](#)」により、掛金の納付が遅れた場合の取扱いとして、従前の「延滞金」に代えて、民法に基づく「遅延損害金」を設定することが可能となりました。「遅延損害金」に関する規約変更の手続きについて、厚生労働省から得られた回答に基づき、以下のとおりご案内いたします。

I. 対象

「遅延損害金」を新たに設定するお客様

※既に「延滞金」を設定されているお客様におかれましても、規約変更を行うことが可能です。（「延滞金」の記載があっても、必ずしも規約変更を行う必要は無い旨、厚生労働省に確認しております。）

II. 施行日

任意の将来の日

III. 規約変更に係る基金内・社内手続

代議員会の議決（急施を要する場合は理事長専決も可）

IV. 規約変更に係る行政宛手続き

届出

○規約変更例（新旧対照条文）

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20160825shiryo.doc

規約変更により「遅延損害金」を設定するお客様におかれましても、弊社年金管理システムからご提供する帳票の表示は「延滞金」のままとさせていただきますのでご了承ください。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3825